

# 伯耆町被災者住宅再建等支援金について

伯耆町では、令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震で住宅等に被害を受けられた方へ支援金を支給します。

## 対象の住宅等

地震によって損壊した以下の住宅等

- ① **住宅** (所有者等が生活の本拠としているもの) ※空家は対象外
- ② 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある **擁壁等** ※塀や墓石は対象外

## 支給対象者

原則として**世帯主** ※世帯主以外が申請する場合は**委任状**が必要

## 支援金の内容

### ① 住宅の再建支援

#### 〈被災者住宅再建等支援金〉

再建の方法	世帯人数	損傷の程度				
		全壊	大規模半壊	半壊		一部損壊
		30%以上	20%以上			10%以上
建設・購入	複数	300万円	250万円	100万円	100万円	30万円
	単身	225万円	187.5万円	75万円	75万円	
補修	複数	200万円	150万円	上限100万円	上限100万円	上限30万円
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円	上限75万円	

#### 〈被災者住宅修繕促進支援金〉

損傷の程度	
一部損壊	
5%以上	5%未満
5万円	2万円

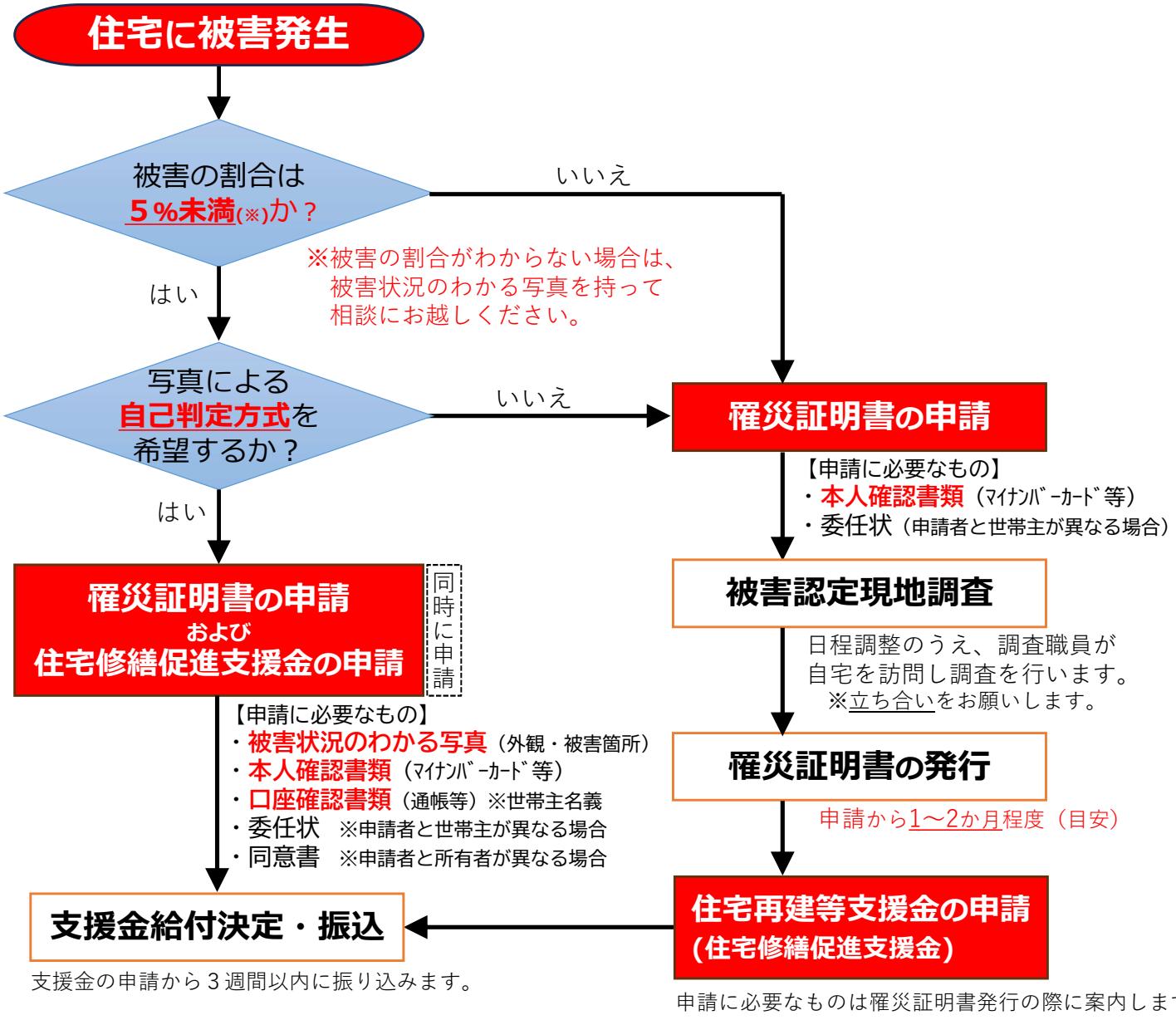
※被災者住宅修繕促進支援金は、補修に関係なく対象となります。

※損傷の程度が**5%未満**の場合は、**写真による自己判定方式**での申請が可能です。  
(裏面をご覧ください。)

### ② 擁壁等の補修支援

補修に要した経費の2/3(上限100万円)

# 支援金の手続きのながれ



## 自己判定方式による被害認定について

伯耆町では、このたびの地震による住家の被害認定において、被災者住宅修繕促進支援金の支給対象である準半壊に至らない(一部損壊)のうち被害割合が5%未満と見込まれる場合に限り、現地調査を省略し、被害箇所の写真から被害程度を判定する「自己判定方式」を採用することとしました。(自己判定方式の場合、罹災証明書発行の迅速化によって支援金を速やかに支給することができます。)

★自己判定方式をご希望の方は、**被害状況のわかる写真**を必ずご持参ください。

※相談窓口では、担当職員が写真をもとに聞き取りを行い、アドバイス等を行います。

## お問い合わせ(相談窓口)

伯耆町役場 総務課 被災者住宅再建支援室

☎0859-68-5533 受付時間 平日 9:00~16:00

(e-mail) [soumu-k@houki-town.jp](mailto:soumu-k@houki-town.jp)

